

公益社団法人 高 分 子 学 会

高 分 子 科 学 功 績 賞 内 規

(2003年3月26日理事会承認)

(2005年3月8日理事会承認)

(2008年11月4日理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2014年11月19日理事会承認)

(2015年3月13日理事会承認)

(2016年5月11日理事会承認)

(総 則)

1. 高分子科学功績賞（以下功績賞）の候補者の推薦・選考については功績賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(受賞候補者の推薦手続)

2. 受賞候補者の推薦は、①本会会員、または、②本会会長から推薦を依頼された団体のいずれかが行うものとする。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

3. 推薦は、毎年10月末日までに、受賞候補者が所属する支部の推薦委員会あて行うものとする。

ただし、本部推薦委員会が設置された場合に限り、10月末日までに、本部推薦委員会あて行うことが出来る。

4. 推薦に必要な書類は次のとおりである。(各 正1部)

(1) 推薦書

(2) 報文・著書・特許リスト

(選考委員会の構成と委員の選任)

5. 功績賞受賞候補者を選考するため、高分子科学功績賞・高分子学会国際賞選考委員会（以下選考委員会）をおく。

6. 選考委員会は、現会長および現会長が選任する会長経験者1名、現副会長1名および功績賞受賞者若干名をもって構成する。

7. 選考委員は、専門別、支部別等の分布を考慮して毎年9月までに執行役会で選任し、会長が委嘱する。

8. 選考委員会の委員長は、現会長とする。

9. 選考委員の委嘱に当っては、予め委員会開催の日取りを通知し、委員会に出席することを受諾条件とする。

10. 受賞候補者、推薦者および推薦委員は、選考委員となることはできない。

11. 選考委員委嘱後、委員が受賞候補者の指導者、共同研究者であった場合は、選考委員会での当該候補者の業績説明時に退室し、また、当該候補者の投票は行わないものとする。

る。

12. 選考委員の辞退者の補充は、執行役会で決定する。
13. 選考委員会の委員名は、選考委員会終了後、本会ホームページに公表する。
14. 選考委員は、審議内容を部外に公表してはならない。

(選考委員会の任務)

15. 選考委員会は、原則として1回開催し、受賞候補者の業績内容を審議し、受賞候補者の選考を行う。
  - (1) 推薦書により受賞資格確認を行う。
  - (2) 委員長は、受賞候補者ごとに担当委員を決める。
  - (3) 担当委員は、分担した受賞候補者の推薦書その他により、業績内容を予め調査する。
  - (4) 委員は、委員会で業績内容を説明する。説明時間は別に定める。
  - (5) 受賞候補者の選考は、業績内容の説明および討論の後、無記名投票で行うものとする。投票と決定の方法については、別に定める。
  - (6) 選考委員会は、必要に応じ専門委員をおくことができる。
    - イ 受賞候補者の業績を選考委員が理解する上で、委員以外の専門家の説明を必要と認めた場合、委員長は、専門委員を選考し、予め委嘱事項を示し、委嘱する。
    - ロ 専門委員は、委嘱された事項について、選考委員会で説明する。
    - ハ 専門委員は、委嘱事項に関し、部外に公表してはならない。
    - ニ 専門委員は、委員会の採決には加わらない。

(受賞者の決定)

16. 会長は、選考委員会の選考結果について理事会の議決を求めるものとする。

(受賞決定通知)

17. 会長は、前条の手続きを経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

補 則

1. この内規は、「高分子学会賞および高分子科学功績賞内規」(1981年9月1日理事会承認、1983年5月12日、1986年5月13日、1987年5月12日、1998年5月19日一部改正理事会承認)をもとに、高分子学会賞および推薦委員会に関する部分を分離し、一部訂正したものである。
2. この内規は、理事会の承認を得て施行する。